

名古屋市地域防災計画の修正案について（主な事項）

1 避難生活における良好な生活環境の確保

(1) 災害対応車両登録制度の活用

令和7年6月より国において災害対応車両登録制度の運用が開始されたことに伴い、所要の改定を行う。

(2) 液体ミルクの備蓄

災害時乳児用備蓄食料として、粉ミルクに加えて、新たに液体ミルクを備蓄することに伴い、所要の改定を行う。

(3) 公衆浴場における入浴支援

令和6年12月に愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合と締結した「災害時における入浴機会の提供に関する協定」に基づく支援の運用体制を構築したことに伴い、所要の改定を行う。

資料 1 - 4 風水害等災害対策計画編

資料 1 - 5 地震災害対策計画編

2 災害協定の締結

新たに特定非営利活動法人日本動物介護センター及び公益社団法人名古屋市獣医師会と「災害時ペットの避難支援に関する協定」を、また、愛知県災害救援搬送チームと「災害時における要配慮者の搬送に関する協定」を締結したことに伴い、所要の改定を行う。

資料 1 - 4 風水害等災害対策計画編

資料 1 - 5 地震災害対策計画編

3 避難情報発令基準・非常配備体制の改定

令和8年5月に運用が開始された新たな防災気象情報及び中小河川の浸水想定区域の指定を踏まえ、避難情報発令基準及び非常配備体制について、所要の改定を行う。

資料 1 - 4 風水害等災害対策計画編

資料 1 - 5 地震災害対策計画編

4 指定地方行政機関の追加

中部管区行政評価局が令和7年6月に指定地方行政機関に指定されたことに伴い、所要の改定を行う。

資料 1 - 3 共通編

資料 1 - 4 風水害等災害対策計画編

資料 1 - 5 地震災害対策計画編